

## 名寄市クリエイティブ人材移住推進補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この告示は、移住・定住人口の増加及び名寄市の魅力発信強化を図り、地域の活性化に寄与することを目的に、本市へ移住するクリエイティブ人材に対し、名寄市クリエイティブ人材移住推進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、名寄市補助金等交付規則（平成18年名寄市規則第54号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、本市に移住する次の各号に掲げる要件を全て満たす者で、別表に掲げるクリエイティブ人材とする。

- (1) 令和4年4月1日以降に名寄市に転入していること。
- (2) 転入した日から（以下「転入日」という。）3か月以内であること。
- (3) 転勤、就学又はその他一時的な居住ではなく、転入日から本市に3年以上定住する意思があること。
- (4) 居住する地域の町内会組織に加入すること。
- (5) 世帯に国家公務員及び地方公務員の方が含まれていないこと。
- (6) 世帯全員が生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する扶助を受けていないこと。
- (7) 世帯全員が市町村民税に滞納がないこと。
- (8) 名寄市暴力団排除条例（平成25年名寄市条例第26号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員に該当しないこと。
- (9) 名寄市移住支援金の支給を受けていないこと。
- (10) 本市の魅力を積極的に発信すること。

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、20万円とする。

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、クリエイティブ人材移住推進補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（別記様式第2号）
- (2) 活動概要（別記様式第3号）

(3) 住民票（世帯全員）

(4) 納税証明書（発行日から1か月以内のものとする。）

(5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第5条 市長は、補助金の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、クリエイティブ人材移住推進補助金交付決定（却下）通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第6条 市長は、交付の決定後、速やかに補助金を交付決定者に交付するものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第7条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 虚偽又は不正行為により補助金の交付を受けたとき。この場合における返還額は100分の100とする。

(2) 転入日から3年以内に市外へ転出したとき。この場合における返還額は100分の50とする。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、クリエイティブ人材移住推進補助金交付決定取消通知書兼返還命令書（別記様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

（委任）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第2条関係）

クリエイティブ人材

| 対象業種       | 具体例                           |
|------------|-------------------------------|
| 情報通信       | ソフトウェア、情報サービス、インターネットサービス等    |
| 映像・コンテンツ制作 | 映像・音声・文字情報制作、広告制作、ゲーム、アプリ開発等  |
| デザイン       | グラフィックデザイン、Webデザイン、インテリアデザイン等 |
| 芸術         | 美術、音楽、演劇、イラストレーター等            |